## 別表(第17条関係)

Z	(美)(新) (	<del>}</del>	負	担	割	合		 構	成	割	合
本部管理費			島根県			5分の	1				
			関係町村			5分の	4	平等割			100分の10
								人口割			100分の55
								本部管理費	利用割		100分の30
								事務所所在:	地割		100分の 5
介護保険	共通経費		関係町村			10分の	10	平等割			100分の10
事業費							1号被保険:			100分の50	
	1	00 /c m 11			1000 =	4.0	2号被保険:	者割		100分の40	
	低所得者に対する 保険料軽減額		関係町村			10分の		相当額			
	保険給付費		関係町村			10分の	10	給付実績額	割		100分の100
	地域支援事業費		関係町村			10分の	10	地域支援事	業実績額	額割	100分の100
救急医療 在宅当番医		制事業	隠岐の島田	ļŢ		10分の	10				
対策事業費	(隠岐の島町に係る										
	ものに限る。)										
	在宅当番医制事業 (島前3町村に係る ものに限る。)		海士町		100	分の35	. 2				
			西ノ島町		100	分の43	. 2				
			知夫村		100	分の21	. 6				
	病院群輪番制病院事業		関係町村			10分の	10	平等割			100分の8.57
								人口割			100分の26.7
								事務所所在:			100分の6. 43
								病院群輪番	制病院	事業利	
吸水卡哈	古典か医療	65 TO 150 24 #	<b>4.11</b>			10// 0	10				100分の58.3
隠岐病院 事業費	高度な医療 機能経費 高度な医療 機能経費	管理運営費	島根県			10分の					
		建設費	島根県			10分の					
		管理運営費	隠岐の島田			10分の					
	以外の医療 機 能 経 費	建設費	隠岐の島田	ļŢ		10分の	10				
隠岐島前 病院事業費	管理運営費	一般病床	島前3町村	寸		10分の	10	平等割			100分の 5
		運営費						隠岐島前病		地割	100分の50
								一般病床利	用割		100分の45
		療養型病床	島前3町村	寸		10分の	10	平等割			100分の10
		群運営費						隠岐島前病			100分の30
	2++=10 #4.	加卡士	島前3町村	+		10分の	10	療養型病床 人口割	群利用:	剖	100分の60 100分の25
	建設費	一般病床 建設費	Б削る叫作	ነ		10.22.07	10	スロ制 隠岐島前病	炒 心 心 心 心 心 心 心 心 心 心 心 心 心 心 心 心 心 心 心	・	100分の25 100分の50
		连以貝						一般病床利		변함	100分の30 100分の25
		療養型病床	島前3町村	<del>.</del> †		10分の	10	平等割	. 13 113		100分の20 100分の5
		群建設費		•		-,, -,		人口割			100分の20
								隠岐島前病	院所在均	地割	100分の50
								療養型病床	群建設	費利用	]割
											100分の25
隠岐医療財政支援事業費			島根県			10分の	10				

消防事業費	用地及び用地の造成等 に係る経費	庁舎所在地割	10分の10		
	消防施設の建設に係る	関係町村	10分の10	基準財政需要額割	100分の10
	経費			庁舎所在地割	100分の90
	管理運営費 (無線設備 等備品整備を含む。)	関係町村	10分の10	基準財政需要額割	100分の100
障害者支援 施設事業費	用地及び用地の造成等 に係る経費	隠岐の島町	10分の10		
	入所施設の建設に係る	関係町村	10分の10	平等割	100分の8.57
	経費			人口割 (平成17年国勢調査)	100分の55
				施設所在地割	100分の36.43
	作業棟等の建設に係る	関係町村	10分の10		100分の5.716
	公債償還費			人口割 (昭和60年国勢調査)	100分の90
				施設所在地割	100分の4. 284
	管理運営費	関係町村	10分の10		100分の10
				人口割	100分の40
				施設所在地割	100分の30
				入所者数割	100分の20
レインボー	大規模改修に係る経費	関係町村	10分の10	' ' ' ' '	100分の15
プラザ				人口割	100分の42.5
管理費				利用者割	100分の42.5
	管理運営費	関係町村	10分の10		100分の15
				一般利用者割	100分の66.915
				妊産婦利用者割	100分の18.085
福祉型障害	障害児施設の建設に	関係町村	10分の10	施設所在地割	100分の36.43
児入所施設	係る公債償還費			平等割	100分の8.57
事業費				人口割 (平成12年国勢調査)	100分の55
	管理運営費	関係町村	10分の10		100分の10
				人口割	100分の40
				施設所在地割	100分の30
				入所児童割	100分の20
超高速船事業	費	関係町村	10分の10		100分の8.57
(# *)				人口割 (平成17年国勢調査)	100分の91.43

## (備考)

- 1 この表において、次の(1)から(20)までに掲げる用語の意義は、それぞれ(1)から(24)までに定めるところによる。
  - (1) 平等割とは、均等の額によって負担する負担金をいう。
  - (2) 人口割とは、最近の国勢調査の結果による当該町村の人口に応じて負担する負担金をいう。ただし、下段に国勢調査の実施年が記載してあるものについては、当該年の国勢調査の人口に応じて負担する負担金をいう。
  - (3) 本部管理費利用割とは、隠岐病院及び隠岐島前病院における前々年度の当該町村の住民に係る入院患者数及び外来患者数の合計数に応じて負担する負担金をいう。
  - (4) 事務所所在地割とは、隠岐広域連合事務所の所在地である隠岐の島町が負担する負担金をいう。
  - (5) 1号被保険者割とは、前年9月末日現在の当該町村の65歳以上の人口に応じて負担する負担金をいう。
  - (6) 2号被保険者割とは、前年9月末日現在の当該町村の40歳以上65歳未満の人口に応じて負担する負担金をいう。
- (7) 給付実績額割とは、介護保険事業に係る当該年度における当該町村の保険給付費の実績額に応じて負担する負担金をいう。

- (8) 地域支援事業実績額割とは、介護保険事業に係る当該年度における当該町村の地域支援事業費の実績額に応じて負担する負担金をいう。
- (9) 病院群輪番制病院事業利用割とは、隠岐病院及び隠岐島前病院における前々年度の当該町村の住民に 係る入院患者数及び外来患者数の合計数に応じて負担する負担金をいう。
- (10) 高度な医療機能とは、島根県保健医療計画の別表「二次医療圏で確保すべき医療機能」のB欄に掲げる医療機能をいう。
- (11) 島前3町村とは、海士町、西ノ島町及び知夫村をいう。
- (12) 隠岐島前病院所在地割とは、隠岐島前病院の所在地である西ノ島町が負担する負担金をいう。
- (13) 一般病床利用割とは、3年ごとに算出する一般病床平均患者数(当該町村の住民に係る過去3年度における各年度の隠岐島前病院の一般病床の入院患者数及び外来患者数を合計したものを平均した数をいう。)に応じて負担する負担金をいう。
- (14) 療養型病床群利用割とは、3年ごとに算出する療養型病床群平均患者数(当該町村の住民に係る過去3年度における各年度の隠岐島前病院の療養型病床群の患者数を平均した数(隠岐島前病院の療養型病床群の利用を開始することとなった年度から3年度にあっては、3町村で協議の上、別に定める数)をいう。)に応じて負担する負担金をいう。
- (15) 療養型病床群建設費利用割とは、平成9年島根県調査(療養型病床の必要数調査)における特別養護 老人ホーム待機者に係る療養型病床の対象者の数及び特別養護老人ホーム待機者以外に係る療養型病床 の対象者のうち在宅待機者の数の合計数に応じて負担する負担金をいう。
- (16) 隠岐医療財政支援事業費とは、隠岐病院及び隠岐島前病院に係る次の経費をいう。
  - イ 管理及び運営に係る経費のうち、不採算経費として広域連合長が別に定める経費の3分の1に相当 する額
  - ロ 建設及び改良に係る経費のうち、広域連合長が別に定める経費の2分の1に相当する額
- (17) 施設所在地割とは、障害者支援施設及び福祉型障害児入所施設の所在地である隠岐の島町が負担する 負担金をいう。
- (18) 入所者数割とは、障害者支援施設における前年度の入所者数のうち、関係町村ごとの出身者の人数に 応じて負担する負担金をいう。
- (19) 作業棟等の建設に係る公債償還費とは、平成10年度に建設した作業棟、浴室に係る公債償還費をいう。
- (20) 基準財政需要額割とは、地方交付税法(昭和25年法律第211号)第11条の規定により算定される関係町村の当該年度の消防事業に係る基準財政需要額に応じて負担する負担金をいう。ただし、基準財政需要額割で算出した負担金において、島前3町村の各負担金に100分の3を乗じた額を調整額として各負担金に増額し、島前3町村の調整額の合計額を隠岐の島町の調整額として隠岐の島町負担金から減額する。
- ②1) 庁舎所在地割とは、建設する庁舎の所在地町村が負担する負担金をいう。
- ②② 利用者割とは、大規模改修を行う年の直近5年間で算出するレインボープラザ平均宿泊者数(当該町村住民に係る前々年度より過去5年度における各年度のレインボープラザの宿泊者数を合計したものを平均した数をいう。)に応じて負担する負担金をいう。ただし、大規模改修を複数年かけて行う場合、初年度の利用者割を適用する。
- ② 一般利用者割とは、直近5年間で算出する妊産婦宿泊者数を除くレインボープラザ平均宿泊者数(当該町村住民に係る前々年度より過去5年度における各年度のレインボープラザの妊産婦宿泊者数を除いた宿泊者数を合計したものを平均した数をいう。)に応じて負担する負担金をいう。
- ②4) 妊産婦利用者割とは、直近5年間で算出するレインボープラザの平均妊産婦宿泊者数(当該町村住民 に係る前々年度より過去5年度における各年度のレインボープラザの妊産婦宿泊者数を合計したものを 平均した数をいう。)に応じて負担する負担金をいう。
- 2 関係町村又は島前3町村に係る負担金の構成は、構成割合の欄に定めるところによる。
- 3 人口割、本部管理費利用割、1号被保険者割、2号被保険者割及び病院群輪番制病院事業利用割による 各構成団体ごとの負担割合の算定において、平成16年9月30日以前の人口、入院患者数及び外来患者数を 用いる場合は、当該年又は年度の西郷町、布施村、五箇村及び都万村を合わせた人口、入院患者数及び外 来患者数を隠岐の島町の当該数とみなす。